

No.	ページ	修正後	修正前
1	1	また、平成28年の「成年後見制度利用促進法」施行や令和3年の「医療的ケア児支援法」の成立に加え、令和6年には「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正施行が予定されているなど、生活と就労に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実、地域社会の理解と協力の促進といった障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるための取組が進められています。	また、平成28年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成30年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和6年の「障害者総合支援法」の改正など、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取組が進められています。
2	5	【②パブリックコメントの実施】 市民からの意見を広く募集し、その意見を本計画に反映させるため、パブリックコメントを令和5年12月25日から令和6年1月19日にかけて実施し、20件の意見が寄せられました。	【②パブリックコメントの実施】 市民からの意見を広く募集し、その意見を本計画に反映させるため、パブリックコメントを令和●年●月●日から令和●年●月●日にかけて実施し、●件の意見が寄せられました。
3	6	【年齢3区分別人口の推移】 掲載グラフに令和5年実績を追加	<u>(新規追加)</u>
4	7	【世帯数及び1世帯当たり人員の推移】 掲載グラフに令和5年実績を追加	<u>(新規追加)</u>
5	10	精神障害者保健福祉手帳所持者 数は増加傾向にあり、令和4年度末現在では581人で、うち18歳未満が34人、18歳以上が547人となっています。	療育手帳所持者 数は増加傾向にあり、令和4年度末現在では581人で、うち18歳未満が34人、18歳以上が547人となっています。
6	13	【(1) 調査概要 の表中】 調査対象 18歳以上対象調査 18歳以上の障害者手帳所持者又は障害福祉サービス利用者 調査対象 18歳以下対象調査 18歳以下の障害者手帳所持者又は障害福祉サービス利用者	【(1) 調査概要 の表中】 調査対象 18歳以上対象調査 障害者手帳を所持している18歳以上市民 調査対象 18歳以下対象調査 障害者手帳を所持している18歳以下市民
7	15	【今後の課題】 ◆事業所を決める際には、スタッフが信頼できるかどうかを重要視するという意見が多くみられる。質の高いサービス提供に向け、 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 や各種研修への参加促進、事業所間での連携強化に向けたネットワーク構築などに取り組んでいくことが求められる。	【今後の課題】 ◆事業所を決める際には、スタッフが信頼できるかどうかを重要視するという意見が多くみられる。質の高いサービス提供に向け、 府が実施する指導監査の適正な実施 や各種研修への参加促進、事業所間での連携強化に向けたネットワーク構築などに取り組んでいくことが求められる。

8	16	<p>【今後の課題】</p> <p>◆(該当箇所の表現削除) 発達障害を抱える子どもについても、学校において対応できる環境を整備することを検討しつつ、家族に対してペアレントトレーニングを提供できる体制づくりなど、福祉・教育の両分野で一体的に支援体制を整えていく必要がある。</p>	<p>【今後の課題】</p> <p>◆近年全国的に増加傾向にある発達障害を抱える子どもについても、学校において対応できる環境を整備することを検討しつつ、家族に対してペアレントトレーニングを提供できる体制づくりなど、福祉・教育の両分野で一体的に支援体制を整えていく必要がある。</p>
9	18	<p>(1) 調査概要</p> <p>【調査対象】</p> <p>福祉会館団体登録のある障害当事者団体及び家族会</p>	<p>(1) 調査概要</p> <p>【調査対象】</p> <p>福祉会館団体登録のある障害当事者団体</p>
10	22	<p>【分析】</p> <p>○定員数・利用者数は、特に移動支援と計画相談支援のサービスについて提供体制が十分でないことが伺える。また、計画相談支援以外の事業は、藤井寺市民の利用者数が全利用者の概ね7割。計画相談支援は藤井寺市民の利用者数の割合が9割以上。</p>	<p>【分析】</p> <p>○定員数・利用者数は、特に移動支援と計画相談支援のサービスが、受け入れ余裕が少ないことが伺える。また、計画相談支援以外の事業は、藤井寺市民の利用者数が全利用者の概ね7割。計画相談支援は藤井寺市民の利用者数の割合が9割以上。</p>
11	22	<p>【分析】</p> <p>○サービス提供できなかった実績の有無については、児童系サービスでは全ての事業所が「無」の回答で、日中系サービスでも「無」の割合が多かった一方、在宅系サービスでは「有」の割合が5割程度となり、計画相談支援では「有」の割合の方が多くなっている。</p>	<p>【分析】</p> <p>○サービス提供できなかった実績の有無については、児童系サービスではすべての事業所が「無」の回答で、日中系サービスでも「無」の割合が多かった一方、在宅系サービスでは「有」の割合が5割程度となり、計画相談支援では「有」の割合の方が多くなっている。</p>
12	23	<p>【分析】</p> <p>○居宅介護や同行援護などの訪問系サービス、共同生活援助、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援は、それぞれ自らが提供しているサービスはニーズがあると感じている。</p>	<p>【分析】</p> <p>○在宅系、GH、児童系は、それぞれ自らが提供しているサービスはニーズがあると感じている。</p>
13	25	<p>【分析】</p> <p>○居宅介護や重度訪問介護などの訪問系サービス、共同生活援助、放課後等デイサービス、計画相談支援のサービス提供増が予定されており、特に計画相談支援については、提供体制が十分ではない現状の改善が期待できる。</p>	<p>【分析】</p> <p>○在宅系サービス、共同生活援助、放課後等デイサービス、計画相談支援のサービス提供増が予定されており、特に計画相談支援については、受け入れ余裕が少ない現状の緩和が期待できる。</p>
14	25	<p>【分析】</p> <p>○日中系サービスについては、全ての事業所が増員予定なしと回答している。</p>	<p>【分析】</p> <p>○日中系サービスについては、すべての事業所が増員予定なしと回答している。</p>
15	32	<p>(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>【成果目標の達成状況 表中】</p> <p>精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における早期退院率を令和元年度実績に変更。</p>	<p>(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>【成果目標の達成状況 表中】</p> <p>精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における早期退院率の令和4年度実績を掲載予定。</p>

16	34	【(3) 地域生活支援の充実】 <u>地域生活支援拠点等の説明を追加。</u>	(新規追加)
17	41	【(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組】 ②【藤井寺市の指針】 ○国及び大阪府の指針に沿って、相談支援体制の強化を実施する体制を確保するために、 <u>令和6年度中</u> の基幹相談支援センターの設置を目指します。	【(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組】 ②【藤井寺市の指針】 ○国及び大阪府の指針に沿って、相談支援体制の強化を実施する体制を確保するために、 <u>計画期間中</u> の基幹相談支援センターの設置を目指します。
18	44~73	該当ページ掲載の表について、以下の通り修正。 【表頭】 実績 見込 【表側】 身体障害のある人 知的障害のある人 精神障害のある人 障害のある児童	【表頭】 実績値 計画値 【表側】 身体 療育 精神 障害児
19	53	⑨短期入所の表について、以下の通り修正。 【表中】 <u>障害のある児童のR3~R5の実績、R6~R8の見込の人/月、人日/月の数値を全て正しい内容に修正。</u> 【見込の考え方】 ○障害のある児童は、第6期では利用者数は横ばいで推移しており、今後もこの傾向が継続すると予測されるため、第7期計画でも横ばいの利用者数を設定しています。	⑨短期入所の表について 【表中】 <u>障害のある児童のR3~R5の実績、R6~R8の見込の人/月、人日/月の数値が全て0と掲載。</u> 【見込の考え方】 <u>(新規追加)</u>
20	59	②協議の場への関係者の参加者数 【見込の考え方】 藤井寺市障害者支援会議を活用して令和3年度より開催しており、引き続き開催を予定しております。 <u>今後は、必要に応じて保健・福祉以外の分野の関係者の参加を進めていきます。</u>	②協議の場への関係者の参加者数 【見込の考え方】 藤井寺市障害者支援会議を活用して令和3年度より開催しており、引き続き開催を予定しております。 <u>(新規追加)</u>
21	61	(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組 【表中】 基幹相談支援センターの設置、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、個別事例の支援内容の検証、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置、協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施、協議会の専門部会の設置の項目について、 <u>令和6年度に前倒しする</u> 内容に修正。 【見込の考え方】 現在の委託相談支援事業の役割の再確認を行い、 <u>令和6年度中</u> の基幹相談支援センターの設置を目指します。	(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組 【表中】 基幹相談支援センターの設置、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、個別事例の支援内容の検証、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置、協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施、協議会の専門部会の設置の項目について、 <u>計画期間中の設置を目指す</u> 内容。 【見込の考え方】 現在の委託相談支援事業の役割の再確認を行い、 <u>計画期間中</u> の基幹相談支援センターの設置を目指します。

22	71	<p>①児童発達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①児童発達支援と②医療型児童発達支援を統合した表に変更。 ・「見込の考え方」を以下の通りに変更 <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用者数が減少しましたが、それ以降は利用者数が回復しています。今後も継続して増加するものと想定し、利用者数をそれぞれ前年度より2人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。 ○なお、医療型児童発達支援については、令和5年現在で利用者が1人おり、今後も継続して利用することが見込まれるため、第7期計画でも横ばいの利用者数を設定しています。 ・①児童発達支援と②医療型児童発達支援の統合に合わせ、②医療型児童発達支援の項目を削除 	<p>①児童発達支援、②医療型児童発達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正前の「見込の考え方」は以下の通り ①児童発達支援 <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用者数が減少しましたが、それ以降は利用者数が回復しています。今後も継続して増加するものと想定し、令和5年度より利用者数を2人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。 ②医療型児童発達支援 <ul style="list-style-type: none"> ○令和5年現在で利用者が1人おり、今後も継続して利用することが見込まれるため、第7期計画でも横ばいの利用者数を設定しています。
23	78	<p>⑪その他 … ●全ての障害者及び障害児、ならびにその家族が不当な差別を受け、日常生活や教育、就労などあらゆる場面における権利を侵害されることのないよう、障害福祉について、市民だけでなく、行政をはじめとした公的機関、事業所や学校、医療機関などに対する周知啓発と理解促進に努めます。</p>	<p>⑪その他 … <u>(新規追加)</u></p>
24	81	「1. 計画策定の経過」の内容を記載。	<u>(新規追加)</u>
25	82, 83	「2. 藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則」の内容を記載。	<u>(新規追加)</u>
26	84	「3. 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会委員名簿」の内容を記載。	<u>(新規追加)</u>
27	85~88	「4. 用語解説」の内容を記載。	<u>(新規追加)</u>